

議案第 6 1 号

市川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務の適正な運用
に関する条例の廃止について

市川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務の適正な運用に関する条
例を廃止する条例を次のように定める。

平成 1 9 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務の適正な運用
に関する条例を廃止する条例

市川市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務の適正な運用に関する条
例（平成 1 7 年条例第 2 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度が整備され、その制度における住民に関する記録の適正な管理が同法により図られたことを踏まえ、本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。